

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 議 録

第 2 回

平成15年8月18日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

第2回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議録

平成15年8月18日、第2回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会が岩舟町商工会館において開かれた。

1. 開催日時 平成15年8月18日(月)
午後2時00分から4時00分まで

2. 開催場所 岩舟町商工会館 大会議室

3. 出席した委員

鈴木俊美	栃木 實	亀田 仲司
熊倉武夫	石塚 英彦	田口 東一
羽金政光	飯沼 一好	小林 長
佐山 晃	佐山 保	梅沢 米満
鈴木邦夫	松本 喜重	天海 英夫
渡辺 仁一	戸谷 勝次	中田 堅一
永島源作	細谷 亮	高際 一男
三柴 一男	中山 斉	松本 房子
小幡 英夫	片柳 登	小林 為三男
熊倉 幸夫	佐山 嘉市	島田 家得子
島田 富雄	阿部 博	田中 久巳
葛生 明雄	久留生 道子	小倉 元江

4. 欠席した委員

田村 澄夫

5. 関係者の出席

高津戸 忠一 (栃木県総務部地方課長補佐)

6. 事務局の出席

全職員

7. 議事

協議事項

- 協議第1号 合併協定項目について
協議第2号 合併協定項目の調整方針について
協議第3号 合併の方式について(協定項目1)
協議第4号 合併の期日について(協定項目2)
協議第5号 新市建設計画の策定方針について

会議内容

<p>司会（事務局次長）</p>	<p>本日は、お忙しい中、会議開会にあたりお集まりいただきありがとうございます。本日の会議は委員 37 名中 36 名のご出席を頂いており、1 名、県地方課長が欠席ですがかわりに、高津戸主幹兼課長補佐が出席しております。大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第 10 条第 1 項で定めた条件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>会議に先立ち、当協議会会長の鈴木大平町長よりごあいさつをお願いします。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>ひとことご挨拶を申し上げます。委員の皆さんには、ご多忙の所お集まり頂き、ありがとうございます。今回は、岩舟町さんの会場をお借りしての第 2 回目の会合となりました。他の町からお集まりの方には、ご苦労様です。今回の会議から実質的な協議に入ります。</p> <p>まず、協議方針の原則について、前もって私からお話しさせていただきたいと思ひます。</p> <p>今日配布された資料は、今日皆さまのお手元に届いたと思ひます。原則として、今日の会議については、今日お渡しした資料の説明、ご質問等にさせていただきます、そのことについての実質討議は次の回で行いたいと思ひます。</p> <p>したがって、事前配布がなかったことについていぶかしく思っただ人もいらっしゃると思ひますが、そういうことで了承いただきたいと思ひます。</p> <p>項目によっては、1, 2 回で結論まで至らないこともあると思ひますので、そのような場合は、協議が成立するまで何度も重ねていくこととなります。逆に、それほど困難でない議題につきましては、日程もございますので、当日議決をいただくこともあるかもしれませんが柔軟に対処していただき、次回以降のやり方については事前にご説明をしていくというやり方をご了承願ひたいと思ひます。</p> <p>これから各町の協議委員さんにおかれましては、事前に勉強会を行う場合もあるかもしれませんが、そのとき使用する資料についてですが、協議会でご用意できる資料は原則として 3 町共通の資料となります。その町だけで使う資料を協議会事務局に作成を依頼することはご遠慮願ひたいと思ひます。</p> <p>もし、各町での勉強会で必要な資料がある場合は、各町に依頼をお願いします。願わくば、共通の資料を使用して協議していただきたいと思ひます。</p> <p>いずれにしても、当協議会の目的は合併の成立でございます。唯一絶対の目標として活発なご議論をお願いします。</p> <p>本日はよろしく願ひいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>本日の会議資料を確認したいと思ひます。お手元に 4 点の資料があると思ひます。まず、第 2 回合併協議会次第があります。第 2 回大平町・岩舟町・藤</p>

<p>事務局長</p>	<p>岡町合併協議会というやや厚めの資料がございます。第1号から第5号までありまして、これから、説明者の資料としては、「協議会」という名称で統一させていただきたいと思います。同じく、似たような表紙ですが、説明資料と四角で囲っていますが、説明者は、「説明資料」と呼ばせていただきたいと思います。それから、第1回合併協議会の訂正資料です。</p> <p>それでは、第1回合併協議会以降の経過について河田事務局長から説明いたします。</p> <p>会議次第の3番目の経過報告についてご説明します。この経過報告は前回の協議会から現在までのあいだで、会議の議題としてとりあげるまでもない事項や事務局の動きについて、経過報告としてお知らせしたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次第の資料の2ページ目を開いてください。第1回協議会報告第8号でご報告しました、業務委託の基本方針に基づき業務委託契約を締結したものです。 新市建設計画策定業務について委託業者として株式会社インテージ、契約日は平成15年7月14日、契約金額は9,161,250円、契約期間は契約の日から平成16年3月31日までとして平成15年度分の単年度契約とさせていただきます。以下、 と についても契約期間と契約日については同じくさせていただきます。</p> <p>事務事業現況調査・一元化支援業務につきましては、株式会社ぎょうせいに委託しました。契約金額は1,212,750円です。</p> <p>例規立案・策定支援業務は、株式会社ぎょうせいです。契約金額577,500円です。</p> <p>これらの契約締結によりそれぞれの業務に着手をしています。3町にそれぞれの専門部会・分科会組織を立ち上げて事務事業の洗い出し作業などに取り組んで頂いています。ちなみにこの中ですでに2,000項目にわたる事務事業の報告があります。</p> <p>2番目に、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会ホームページの開設についてです。平成15年8月15日に開設しました。アドレスが出ていますのでそちらでご確認して頂きたいと思います。</p>
<p>司会</p>	<p>これより議事に入りますが、進行につきましては規約に従い鈴木会長にお願いいたします。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>ご協力によって、円滑に進められるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議録署名人について任命させていただきます。今回は大平町の羽金政光委員と三柴一男委員にお願いいたします。</p> <p>お手元の協議次第、協議第1号、第2号については、それぞれ関連しますので、一括して事務局より説明していただきたいと思います。</p>

<p>事務局(調整 班長)</p>	<p>「協議会」の1ページをお開きください。協議第1号の合併協定項目についてご説明します。「協議会」の2ページをお開きください。合併協定項目として一覧があります。合併協議会の役割は合併に関する協議を行うことですが、具体的には、1つ目は新しい市の建設に関する計画を策定することでこれは最終的には新市建設計画となります。2つ目は、現在3町で実施されている事務事業について内容の調整をすることです。この2つを最終的に合併協定書としてまとめ、合併に関する判断材料として提示します。</p> <p>事務事業の調整については2,000項目もあるため、当協議会では総務省のマニュアルや先進事例をもとにして、54項目に集約し調整協議を行うというものです。この54の項目を合併協定項目と呼びます。</p> <p>「説明資料」の1ページをお開きください。大岩藤3町と同規模の最近の合併自治体の合併協定項目の一覧です。「説明資料」の2ページをお開きください。協定項目の個々について説明します。</p> <p>1. 合併の方式です。新設か編入かをご検討していただきます。2. 合併の期日です。全ての手続きを終了し新しい市の始まる日ということです。3. 新市の名称です。新しい市の名称を定めるというものです。4. 新市の事務所の位置です。新しい役所の本庁の位置を選定します。1から4までが基本4項目と呼ばれ、合併協議の中でも最も重要とされます。1と2については、後ほど協議第3号、第4号として本日提案いたします。</p> <p>5. 財産および債務の取扱いです。土地、施設及び借入金等についてです。6. 議会の議員の定数及び任期の取扱いです。特例措置があり重要な協議事項です。7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いです。こちらも6と同様です。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>8. 地方税の取扱いです。税率等に違いがある場合についての協議です。9. 一般職の職員の身分の取扱いです。合併特例法によって身分は保障されていますが、組織、機構と併せて協議が必要となります。</p> <p>10. 特別職の身分の取扱いです。特別職の職員の処遇について協議をします。11. 条例・規則等の取扱いです。新市の条例・規則等について協議をします。12. 事務組織及び機構の取扱いです。組織及び機構の整備方針等についてです。13. 一部事務組合等の取扱いです。現在広域行政事務を共同で行っている消防やごみ処理等を協議します。14. 使用料手数料等の取扱いです。各種使用料手数料等の取扱いを協議します。15. 公共的団体等の取扱いです。農業協同組合や商工会等は、できるかぎり統合されるよう検討します。16. 補助金交付金等の取扱いです。各種団体等への補助金交付金等を協議します。17. 町名字名の取扱いです。町名字名の取扱いを協議します。18. 慣行の</p>
-----------------------	---

取扱いです。町章、町民憲章、各種式典等の取扱いを協議します。19. 国民健康保険事業の取扱いです。20. 介護保険事業の取扱いです。国民健康保険税や介護保険料の運営の方法について検討します。21. 消防団の取扱いです。団員の処遇等についての検討です。22. 行政区の取扱いです。行政区や自治会等に関する取扱いについて協議します。23. 各種事務事業の取扱いです。31の細目に分かれています。合併に伴い住民に直接影響を与えるものや多額の経費を要するものということで協議します。

6ページをお開きください。

24. 新市建設計画です。後ほど協議第5号で説明予定です。

以上、細目を含め、全部で54項目になります。協議が進むにつれ、新たに項目を設け協議をする必要があるかもしれませんが、その際は適宜項目の加除修正を行いたいと考えています。個々の項目の内容については調整原案がまとめ次第、順次協議会で協議いただきますので、今回は、この54項目に集約をして良いでしょうかというご提案です。

「協議会」の3ページをお開きください。

協議第2号、合併協定項目の調整方針について説明します。

4ページです。合併協定項目の調整方針ということで目的、基本的な考え方、具体的な調整方針について説明します。

1. 目的です。大平町・岩舟町・藤岡町の行政には住民サービスや負担水準等の差異があります。3町が合併する場合に一本化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めることを目的としています。

2. 基本的な考え方です。合併協定項目の協議にあたりましてはこれまでの経過を尊重しつつ、速やかな一本化と新たなまちづくりを進めるため、次の6つの原則に基づき、調整を図るものとするというものです。

一体性確保の原則、住民票などの各種証明書の発行等は合併直後から住民生活に深く関わる事項であるため、混乱をきたさないよう速やかに一本化の確保に努めるというものです。住民福祉向上の原則、現在、3町で行っている各種住民サービスについては、現行の水準を低下させないことを原則に一元化に努めるということです。負担公平の原則、地方税や保育料、手数料、使用料など住民が直接負担するものについては、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し調整に努めるというものです。健全な財政運営の原則、新市の財源確保と効率的な予算執行を目指し、地方分権社会に対応した健全な財政運用に努めるというものです。行政改革推進の原則、行政改革の観点に立ち事務事業の見直しに努めるというものです。

5ページです。

適正規模準拠の原則、新市の人口や面積等の規模に見合った行財政運営を行うことを基本に、事務事業の見直しに努めるというものです。

3. 具体的な調整方針です。

住民生活に深く関わりのある項目については、試算可能なものは具体的に提示し、住民の負担増を伴うものについては具体的な理由を明示して調整を図るものとする。また、合併協議会では基本的な方針を協議することとし、詳細は行政事務レベルで調整を図るものとする。調整方針は、おおむね次の分類によって協議、決定していくものとする。下に調整方針の分類ということで図が示してあります。

3町が実施している全ての事務事業を現行通り、一元化、廃止の3つに区分します。現行通りというのはそのまま新市において存続させるものです。一元化しなければならないものはある町の例により、一方に統合するものと3町の例によらず新規に再編するものとに区分します。さらに統合再編ともに合併時に行うのか合併後に行うのかを区分します。廃止についても合併時にするのか合併後にするのかを区分します。以上大きく7つに区分して調整を図っていくというものです。

6ページです。

7つの分類について説明します。

現行の通りとする。制度、内容ともに3町同一であるため、合併時からそのまま新市へ移行することが適当な事項に用いる。合併協定書への表記としては「現行どおり新市に引き継ぐ」という例が考えられます。

合併時に統合する。3町それぞれに制度に違いがあるため、合併時までいずれかの町の例で調整するものに用いるとします。表記としては「町の例により合併時まで調整する」という例が考えられます。

合併後に統合する。3町それぞれに制度に違いがあるが、当分の間は旧町の制度をそのまま適用することが適当な事項で、合併後いずれかの時点で統合しなければならないものに用いるもので、表記としては「当面現行どおりとし、合併後 年を目途に調整し、統一を図るものとする」という例が考えられます。

合併時に再編する。3町それぞれ制度に違いがあるため、合併時までいずれの町の例にもよらず、まったく新しく制度化するものに用います。表記としては「合併時まで調整し、新たに定める」という例が考えられます。

合併後に再編する。3町それぞれ制度等に違いがありますが、合併時から施行するよりも新市において状況を見ながら策定したほうが適当な事項に用います。表記としては「当面現行どおりとし、新市において調整のうえ新たに定める」という例が考えられます。

<p>鈴木会長</p>	<p>合併時に廃止する。3町それぞれ制度等に違いはあるが、社会情勢等の変化により合併時に廃止することが適当な事項に用います。表記としては「合併時に廃止する」という例が考えられます。</p> <p>合併後に廃止する。当分の間は、旧町の制度をそのまま適用し、合併後いずれかの時点で廃止する事項に用います。表記としては「当面現行どおりとし、合併後廃止の方向で調整する」という例が考えられます。</p> <p>以上7つの方針に沿って協議を進めて良いかというご提案です。</p> <p>以上が事務局からの説明です。確認ですが、協議第1号については、合併協定項目は、資料にある項目でよろしいかというのが、本日の協議の内容です。協議第2号については、3町で違いがあるような場合、どのように調整するか、その調整にあたっての基本原則、基本的な考え方はこうで、具体的な違いを乗り越えていくのでよろしいかという2点です。</p> <p>ご確認をお願いします。</p> <p>これより質疑、ご意見、ご質問等、挙手の上でお名前を名乗って頂いてからよろしくをお願いします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>内容については理解しました。合併協議会の中で23の10、保健衛生事業、これからの少子高齢化社会の中で、医療を外して検討をするのはおかしいと考えます。特に2次医療については、市が対応して医療機関にお願いするということも必要だと考えます。10については保健医療衛生事業として医療も含めて検討していただきたいと思います。栃木県の市においては、救急病院のない市はないと思います。</p>
<p>鈴木会長 事務局（調整班長）</p>	<p>要望ということですがこれについて何かございますか。</p> <p>医療も重要な事業という事になっていますので、10番については、保健医療衛生事業として進めたいと思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>事務局としても訂正するとのこと。ご了承頂きたいと思います。</p> <p>便宜上、第1号の合併協定項目に絞って質疑いただきたいと思います。</p> <p>それでは、協議第2号です。合併協定項目の調整方針についての質疑に移りたいと思います。こちらの方でなにかありましたら、質疑をお願いします。</p> <p>なんでも結構ですから。なんなりとご意見、ご質問等をお願いします。</p>
<p>羽金委員</p>	<p>まず、基本方針が決まっていますが、調整方針にあっても事務局の説明を受けた中で、これで賛成です。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>ここでご提案だが、原則としては今回は説明等にして討議あるいは議決については次回にさせていただきたいとお話ししましたが、朝令暮改で恐縮ですが、1号、2号については、ご質問もないようですので、これからしていくにあたっての議論の対象とするのは、協議第1号のような大きな項目でよいかというのが今回の提案ですし、第2号は各町の違いをいかに乗り越えてい</p>

	<p>くか、基本調整方針をこういう考え方でやってよいかということですので、委員の方々にご意義がなければ議決したいと思います。ご意見はございませんか。</p>
永島委員	<p>ひとつ質問があります。「協議会」2ページ、31番のその他の事業とは、何を想定していますか。私の考えでは、シルバー人材センター等の調整も必要だと理解します。他にも、あるのか、ないのかお聞きします。</p>
事務局（調整班長）	<p>各種事務事業の取扱いについては、今後住民のために載せておいたほうがよいのではないかとということで、先進地の事例では、指定金融機関の取扱い、入札及び入札の公表などがこちらに盛り込まれています。委員さんご発言の通り、シルバー人材センターについても、協議会でお諮り頂くことになれば、この項目等においてご協議をいただくということでよいと思います。</p>
鈴木会長	<p>この項目を設けておくことによって、後日お気づきの場合は、この項目で救っていけると思います。</p> <p>他にご質問はございますか。</p> <p>改めて、本日この2つについて、議決を頂くということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
鈴木会長	<p>まず、協議第1号の合併協定項目についてです。原案通りご承認頂くことでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
鈴木会長	<p>協議第1号については議決をいただきました。</p> <p>協議第2号の合併協定項目の調整方針についてです。今後の各町の事務事業の違いの乗り越え方として、案に示されている方針で原案通りということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
鈴木会長	<p>原案通り、協議第2号については議決させていただきます。</p> <p>暫時休憩にします。開始は3時からにします。</p>
鈴木会長	<p>では再開します。協議第3号について、事務局より説明いただきます。</p>
事務局（総務班長）	<p>協議第3号につきましては、大平町・岩舟町・藤岡町の合併の方式について協議するということです。合併の方式につきましては、合併協定項目にもあるように、第1番目に掲げられた項目ということで協議いただきます。</p> <p>資料の8ページです。最上段に合併の方式があります。次に、調整の内容ということで空欄になっていると思います。基本4項目については、たいへん重要であり、白紙の状態からご協議いただきたいと思います。</p> <p>新設合併と編入合併の違いについては、後ほど説明させていただきます。</p> <p>「説明資料」7ページです。</p>

合併協定基本 4 項目について資料を作成しています。枠組みの下に書いていますが、合併協議が終了したときはそれぞれの市町村の議会の議決を経て、知事に対し合併の申請を行います。申請書の記載事項として合併協定基本 4 項目があり、その基本的な考え方は以下のとおりです。

今回の第 3 号につきましては(1)合併の方式ということで協議していただきたいと思えます。

この根拠となるのは、合併特例法第 2 条第 1 項で掲げられています。「市町村の合併とは、2 以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き(新設合併) または市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの(編入合併) をいう」ということで合併の方式には新設合併と編入合併の 2 つの方式があります。

新設合併の定義は 2 以上の市町村を廃して、その区域に新たにひとつの市町村を置くことが新設合併の定義です。編入合併は 1 以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入するのが編入合併と定義されています。市町村の法人格については、新設合併の場合、合併前の市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生します。編入合併の場合は、編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は消滅します。編入合併の場合は吸収合併ともいわれ、吸収する側はそのまま、吸収される側の法人格は消滅します。

市町村の名称については、新設合併の場合、合併関係市町村はすべて廃止されるため、新たな名称を定めます。編入合併の場合は、編入する市町村の名称とすることが多いが新たに定めることもできます。

事務所の位置は、新設合併の場合、合併関係市町村のすべての地域内から住民の利便性等を考慮し、新たに事務所の位置を決定します。編入合併の場合は、通常は編入する市町村の事務所の位置となります。

ひとつ飛んで首長の身分です。

新設合併の場合、合併前の市町村の法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失います。編入合併の場合は、編入する市町村の首長は変わらず、編入される首長はすべて身分を失います。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、原則と特例があります。

新設合併の場合、原則は、合併関係市町村の議員は市町村の廃止とともにその身分を失います。地方自治法に定められた議員の定数に基づき選挙を行い、任期は選挙の日から 4 年間です。特例として 2 つの制度があります、定数特例制度と在任特例制度です。設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の 2 倍までの議員を置くことができるのが定数特例制度です。合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権

を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できるというのが在任特例制度です。

編入合併の場合も、原則と特例があります。

原則は、編入をする市町村の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議員は身分を失います。ただし、合併により著しく人口増加があった場合には、地方自治法で定められた議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができます。任期につきましては、編入する市町村の議員の残任期間となります。

特例として、合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができます。編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができるのが定数特例制度です。

編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の残任期間相当在任することができるのが在任特例制度です。

合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができます。

次に、農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いです。原則と特例が両方にあります。

新設合併の場合の原則は、合併関係市町村の委員は、その身分を失います。新たに選挙及び選任により委員を選出します。特例では、合併関係市町村の委員のうち、合併市町村の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は、10人から80人の範囲で1年以内の間在任できます。

編入の場合も、原則と特例があります。原則として編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任します。

特例として編入される市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できます。

一般職の身分の取扱いです。新設合併の場合、引き続き合併市町村の職員として身分を保有します。編入の場合は、編入する職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有します。

特別職の職員の身分の取扱い。新設合併の場合、市町村の法人格消滅によりその身分を失い、新しい市町村において新たに選出されます。

編入合併の場合、編入する市町村の特別職は身分に変更なく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失います。

条例・規則等の取扱いです。新設合併の場合、合併関係市町村の条例・規則

	<p>はすべて失効し、新たに制定することとなります。</p> <p>編入合併の場合、編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一されます。</p> <p>建設計画についてです。</p> <p>新設合併の場合、合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要があります。</p> <p>編入合併の場合、少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要があります。</p> <p>12 ページは、新設合併、編入合併の先進事例です。</p> <p>13 ページからは、先ほど空欄となっていた調整内容を決めて頂く場合、先進事例としてはこのような調整を行ったとして作成しました。参照していただきたいと思います。</p> <p>こちらも新設合併と編入合併に分けております。</p> <p>新設合併では南宇和合併協議会、南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町及び同郡西海町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とするということです。これについては提出したのが平成 13 年 10 月 26 日で、確認したのが同日平成 13 年 10 月 26 日です。</p> <p>編入合併としては、尾道市の例で御調郡御調町及び御調郡向島町を廃止し、その区域を尾道市に編入する編入合併とするということです。</p> <p>雑駁ではありますが、新設合併と編入合併について説明いたしました。</p>
鈴木会長	これより委員各位の質疑に移らせていただきます。この項目については、非常に重要な基本 4 項目の一つですので、議決等については次回ということで予めご了承いただきたいと思います。これを前提として、質疑をお願いします。
羽金委員	会長・副会長、首長さんがたの間で、この問題をどのように考えているのか率直に表明していただきたいと思います。町に持ち帰って、来月の協議会までにご返事ができるよう、調整したいと考えます。ぜひお聞かせ頂ければ、ありがたいです。まだ、話し合いができていなければ、それでも結構ですがよろしくをお願いします。
鈴木会長	まだ、3 人の間で正式に議論していません。思いはほぼ決まっていると思いますが、われわれの意見についても皆さま同様、次回までに協議の上で、意見表明という形を取るとは思いますが、我々も時間を頂いて正式に協議したいと思えます。
小幡委員	非常に重要な案件ですので議論をすと言っても、30 数人で話し合っても、蜂の巣をつついたようになると思います。先進事例等、提案の手順をどうするのか、事務局ではどう考えているか教えていただきたい。
鈴木会長	おそらくこの協議項目に限らずということだと思うが、事務局がどういう手

	<p>順でこの協議会に挙げられてきているのか、他の事例も含めて説明してほしいということでしょうか。</p>
<p>小幡委員 事務局長</p>	<p>3町の場合ということをお願いします。 基本4項目は非常に重要です。特に今回は合併の方式についてですが、2つの方式があります。どんな方式、違いがあるかということをよくご理解頂いた上で、次回に内容の審議あるいは承認をしていただきたいと思います。近隣でいえば、佐野市の方では、基本4項目についてはすべて次回に承認されています。委員の皆さんにお持ち帰り頂いた上でご検討いただきご判断をいただくという方向で進んでいます。他の合併協議会についても、当日承認というのはあまり例がありません。当協議会も同じような流れでお示します。</p>
<p>鈴木会長 事務局長</p>	<p>事務局に確認ですが、今のことに加えてこれ以外の協定項目の議案としての挙げ方のシステムがたとえば、幹事会・専門部会など、そういうものを通しての提案ですかというご質問だと思いますが。 この前段で、各町企画担当課長の会議で、議案の検討をしまして、その後、協議会の規程にある幹事会で内容、すべての議案、経過等すべてについて協議して協議会にあげています。</p>
<p>鈴木会長 事務局長</p>	<p>さらに事務局に確認ですが、それぞれの組織の中で、合併の方式等案を持って、今日の協議に臨んでいるのか、あるいは案はまだ白紙なのかその点についてもお願いします。 幹事会の方でも同じような話をさせて頂きました。重要な案件ですので内容について、みなさんが充分承知をして頂いてから、審議する必要性があります。特に、基本4項目については時間をかけて充分審議する必要があると思います。</p>
<p>鈴木会長 小幡委員</p>	<p>事務局等の腹案等はない、ということをご了承いただきたいと思います。あくまでみなさんでご協議をお願いしたいということです。 いまの段階では結構だが、秩序ある決め方があります。なにかの手順を事前に少しでも知っていればと思いましたが、まだ2,3回こういう会議で揉んでから、だんだん方向性を示していくと理解します。</p>
<p>鈴木会長 事務局長</p>	<p>今後どのように議論を煮詰めていくかということでしょうか。事務局のほうで何かありますか。 説明は事務局で行いますが、次回以降、事務局としてはこういう方向でということをお示ししたいと思います。基本4項目以外については、専門部会等での協議内容を説明できますが、基本4項目については、皆さんにご理解を頂いてから承認をいただきたいと思います。2回目以降は提案をさせていただきます</p>

鈴木会長	次回には、事務局としての意見を表明させて頂くということによろしいでしょうか。
小幡委員	はい。
鈴木委員	新設合併では、首長が失職することのだが、選挙までの職務代理者はどうなるのでしょうか。
事務局長	合併をもって首長は失効しますが、それ以降は職務執行者という名称で、失効前に首長が職務執行者を決めて頂いた上で、新首長の選出までは事務を執行することとなります。
片柳委員	この合併は平成 17 年 4 月 1 日までに合併するのが基本ですね。
鈴木会長	合併特例法の期限切れは、平成 17 年 3 月 31 日です。
片柳委員	期限までに、すべての合併協定項目を整えられるのかという心配があります。新設合併なら大変ですよとか、吸収合併なら間に合いますよという議論はありましたか。事務局や分科会等で精力的にやっているから大丈夫だということでしょうか。17 年の 3 月までの合併に間に合うかどうか判断材料にはならないでしょうか。
事務局長	事務の精査はしておりませんが、どちらにしても期限内に合併する方向で努力し事務を進めていきたいと考えています。
鈴木会長	事務局としてはどちらの方式であれ、頑張るしかないということです。新設合併の場合でもなんとかなるとというのが、事務局の考えです。
阿部委員	12 ページの先進事例ですが、15 件の新設合併の事例があります。その裏に新設合併（対等合併）とあります。15 件の中で、新設の中で対等であるのと対等でないのがあるのでしょうか。一部対等で一部対等でないとか、新設合併の中でも違う方式があるのでしょうか。
鈴木会長	資料の確認をしたいと思います。何ページですか。
阿部委員	「説明資料」の 12 ページの先進事例の新設合併ではすべて新設となっていますが、13 ページの南宇和合併協議会の調整内容には新設（対等）合併、河口湖でも同じく新設（対等）合併ですが、佐渡市では新設合併と表現の仕方が違います。15 の新設合併の中で対等合併とか、一部対等合併とかがあるのでしょうか。
事務局（総務班長）	ただいまの質問ですが、13 ページの南宇和合併協議会で、（対等）と入れてあるのがちょっと違和感がありますが、言い回しの問題ということでご理解いただきたいと思います。通常は、「新設合併」で充分です。佐渡市の言い回しで充分です。
鈴木会長	法的には、新設か編入だと思います。ただ、住民の方々の感情を考えて、対等という表現を用いることもあると思います。編入の場合は「吸収」という用語を使うこともあるようですが、法律的には、新設と編入だと思います。

<p>鈴木会長 委員 鈴木会長 鈴木会長 事務局（総務班長）</p>	<p>ちなみに、「説明資料」の13ページの岐阜広域の例をみると、「限りなく新設に近い合併となるよう配慮する」などがあります。関係市町村の住民の気持ちを汲んだものとなっているようです。</p> <p>他に質問や意見はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>再開します。</p> <p>続いて、協議第4号の合併の期日について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>協議第4号は大岩藤の合併の期日について協議するものです。「協議会」10ページです。</p> <p>調整の内容について先ほどの考えと同様、協議会で詰めて頂きたいと思えます。</p> <p>この後、協議をいただく際の留意事項ということで4つあります。</p> <p>1．市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して、合併の期日を定める必要があるということがまず1点です。</p> <p>2．期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務業務または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましいとされています。</p> <p>3．先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺えるとあります。これについては後ほど資料でご説明いたします。</p> <p>4．市町村合併特例法の期限の平成17年3月31日までに合併ということになっています。</p> <p>「説明資料」14ページからになります。14ページ、先進地事例とあります。これまで合併した市町村の合併年月日、都道府県名、新市町村名、形式、旧市町村名が載っています。合併年月日は、各市町村バラバラであります。</p> <p>15ページです。最近の合併における法的手続の状況の先進地事例を挙げています。</p> <p>合併協定調印、市町村議会議決、合併申請書提出、総務大臣協議、総務大臣回答、県議会議決、総務大臣官報告示、合併の期日ということで合併に至るまでの手続きのポイントとして先進地事例を挙げています。</p>
--	---

	<p>新設合併の西東京市をご覧ください。</p> <p>調印が、平成 12 年 8 月 10 日、議会議決が 11 日、合併申請書提出が 8 月 16 日、総務大臣協議が 8 月 18 日、総務大臣回答が 9 月 14 日、県議会議決が 10 月 4 日、総務大臣官報告示が 11 月 17 日、合併期日が平成 13 年 1 月 21 日と決定しています。合併協定書の調印から総務大臣官報告示まで相当の期間がかかっているということがお分かりいただけたと思います。</p> <p>16 ページです。合併までのスケジュール例として挙げたものです。</p> <p>協議会の手続き、事務局の仕事と県との協議事項とその下は、新市建設計画の策定と事務事業一元化、新例規立案・策定ということです。</p> <p>法定合併協議会をみますと、5 月合併協定書の調印、6 月 3 町議会での合併議案議決、11 月新市長職務代理者の選任、これらが主要な手続きと考えられます。事務局では、1 月に新市建設計画の県支援本部への事前協議、2 月に新市建設計画の県支援本部への正式協議、4 月新市建設計画を県知事に正式送付、7 月に県知事に合併申請書提出、9 月に県議会での議決、12 月総務大臣による告示となっています。このようにスケジュールが順調にいけば、案で示したとおり平成 17 年の 1 月から 3 月の範囲で新市の誕生ということは可能です。合併の期日についてはこれらを基にいただければと思います。</p> <p>17 ページです。先進地事例です。合併の期日に係る調整内容です。新設合併と編入合併がありますが、新設合併の場合、南宇和合併協議会は、合併の期日は平成 16 年 10 月 1 日に合併するというので、平成 13 年 12 月 26 日に提出し、平成 14 年 1 月 24 日に確認しています。</p> <p>編入合併の場合は尾道市の合併協議会で、合併期日は平成 17 年 2 月 1 日を目途とし、この協議会の協議の進捗状況を勘案のうえ、本年度内に別途定めるとしたうえで、平成 15 年 6 月 5 日に提出、平成 15 年 7 月 16 日に確認されています。</p>
鈴木会長	以上事務局の説明が終了しました。これより、質疑にはいりません。ご質問、ご意見等ございますか。
小幡委員	市町村合併特例法の期限が平成 17 年 3 月 31 日ですが、我々のところ以外でも、合併協議が進んでいるのでしょうか。
鈴木会長	たいへん盛んです。任意と法定がありますが、3 町は法定協議会です。任意合併協議会というのもあります。これは正式な自治法上の手続きによるものではなく、任意での協議を含めると全国でおそらく何千という協議が進んでいます。
永島委員	「説明資料」の 16 ページですが、事務局から説明があったとおり、1 月から 2、3 月と網がかかっているが、もっと具体的に、1 月 10 日とか 20 日

事務局長	<p>とか、事務局の方での考えはあるのでしょうか。あるのでしたらそれが妥当だという事務局の考え方を教えていただきたいと思います。</p> <p>事務局では、1月から3月まで網掛けをしたのは、1月に合併するとすれば、首長失効に伴う選挙が50日以内に実施されます。3月末日は、出納整理期間になります。決算に通常2カ月必要ですが、合併に関してはこの出納整理期間がなくなります。決算を行うと同時に、新しい予算を執行していくことになり煩雑な作業になります。こういうことを考えると、1月とか2月に合併ということをご検討いただければと思います。</p>
永島委員 飯沼委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>前回の協議会で、合併協定書の調印を16年の5月と決定しました。3月までは9カ月しかありません。実際にもっと早くできる可能性があるのかということをお伺いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>第1回目で説明したのは、合併協定書の調印後の事務手続きに要する期間は一般的には調印後6カ月ということでした。県議会の議決を9月と想定していますが、これが12月になった場合どうかと言うと、国への手続が間に合うかどうかについては無理があると思います。</p> <p>全国で合併論議がされています。当初6カ月を要するという話がありましたが、現在では4カ月くらいに短縮するべきだという国の動きがあります。県からあがったものが国で速めに処理されることになることはありえます。</p>
飯沼委員	<p>総務省では合併を促進するために、合併することが決まっていれば、そういう手続が遅れても、合併を認めると新聞報道等で見ましたがどうでしょうか。</p>
事務局長	<p>非公式ですが、国の高いレベルでの話が伝わっています。3町の議会で議決し、県知事に申請し、これが受理された時点で承認ということになるかもしれないという動きです。しかし、これにしたがって進むのは危険性がありますので、先ほど申し上げました、平成17年3月末日で完了というスケジュールを進めていきたいと考えています。</p>
鈴木会長	<p>それでは、本日の質疑はこの程度として、協議第4号についても継続討議して、議決できるならば議決を頂きたいと考えます。</p> <p>次の協議第5号に移りたいと思います。新市建設計画の策定方針について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（計画班長）	<p>「協議会」協議第5号です。</p> <p>本案は、今後新市建設計画を策定していくにあたりまして、その策定方針について確認をお願いするものでございます。</p> <p>それでは、「協議会」の12ページを、お開き下さい。こちらに「新市建設計画の策定方針」についてお示ししてございますが、その前に、別冊の「説明</p>

資料」18ページをお開き下さい。建設計画の概要についてご説明いたします。

新市建設計画とは、市町村の合併に関する法律第3条の第1項により、合併しようとする市町村は合併協議会において、市町村建設計画を作成することとされており、市町村の合併に際し、住民に対して将来のビジョンを示し、合併の検討材料となるもので、新市のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

市町村建設計画の内容につきましては、合併特例法第5条第1項により新市建設計画に盛り込むべき事項として、次の4つを例示しております。

一点目といたしまして、合併市町村の建設の基本方針です。これは、新市の進むべき方向を示すものですが、より詳細かつ具体的な内容は、新市において作成する長期構想及び実施計画に委ねられるとしています。

二点目といたしまして、合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項です。これに関しては、合併関係市町村の総合計画、実施計画等の内容を十分見極めたうえで、新市に必要と考えられる事項を盛り込むものでございます。

三点目といたしまして、公共的施設の統合整備に関する事項です。支所出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の統合整備についてさだめるものです。

四点目といたしまして、合併市町村の財政計画でございます。これについては、合併後概ね5年～10年程度の期間について定めるものです。

計画作成にあたっての留意事項については、合併特例法第5条第2項により、市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成されるものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされています。

19ページをお開きください。

市町村建設計画の作成手続きについては、合併特例法第5条で規定されており、作成した建設計画を総務大臣及び県知事に送付することとされています。

20ページ以降には、最近の事例による市町村建設計画の主な構成が示されています。

大きな項目といたしましては、

1 序論

	<p>2 合併市町村の概況</p> <p>3 主要指標の見通し</p> <p>4 新市（町村）建設の基本方針</p> <p>5 新市（町村）建設の根幹となる事業</p> <p>6 新市（町村）における県事業の推進</p> <p>7 公共的施設の統合整備</p> <p>8 財政計画</p> <p>このような構成になっております。</p> <p>以上が市町村建設計画の概要でございます。</p> <p>それでは、「協議会」の12ページに戻っていただきたいと思っております。新市建設計画の策定方針についてご説明いたします。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する新市建設計画については、概ね次のような考え方により臨むものとしたします。</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>新市建設計画は、大平町、岩舟町及び藤岡町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、3町の速やかな一体性の確立及び地域の個性を活かしながら、均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。</p> <p>なお、新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的な内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。</p> <p>2 計画の構成</p> <p>新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成するものとする。</p> <p>3 計画の期間</p> <p>新市建設計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年の期間について定めるものとします。</p> <p>4 計画策定の指針</p> <p>(1) 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。</p> <p>(2) 新市建設計画の策定に当たっては、3町の事業に配慮し、事業の緊急度、重要度、優先度、合併により期待できる効果等を十分に検証する。また、単にハード面の整備だけでなくソフト面にも配慮する。</p> <p>(3) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさ</p>
--	---

ないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら、逐次整備していくものとする。

(4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市においても健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

(5) 本計画の検討に際しては、住民意向を踏まえるため、意向調査を実施するとともに、合併効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。

以上が策定方針でございます。

続きまして、「新市建設計画の策定手順」についてご説明いたします。13ページをお開きください。

法期限内の合併を目指す場合、概ね年内、12月までに建設計画の素案を示す必要があるかと思われます。

そこで、当協議会における新市建設計画策定において、短期間のうちにできるだけ正確に民意を計り、3町の持つ特性や主張を引き出すためには、次のような考え方で進めるものいたします。

一点目といたしまして、首長、議員、団体など、”名実ともに、住民を代表している”人たちに、じっくりと(個別に)話を聞くことといたします。

二点目といたしまして、住民アンケートは、計画に反映するために、仮説設定を重視する。したがって、定性調査が終わってから実施することといたします。

三点目といたしまして、アンケート対象者数は、必ずしも多ければ良いというものではないので、統計理論上の適正数にとどめる一方、すべての住民が意見を言えるための手段(はがき、FAX、E-mail等)を確保することといたします。

四点目といたしまして、住民説明会や協議会だより、協議会ホームページなどを通じて、住民に素案を説明するとともに、最終案に反映できるよう、住民から意見や提案を受けることといたします。

具体的な手順を、(1)～(10)にお示しいたしました。

(1) 社会潮流の把握並びに(2) 地域調査では、基礎的データの収集と調査・分析を行います。

(3) 行政調査では、3町の行政課題を最もよく知り、将来ビジョンのアイデアを有する行政関係者の意見を、計画に反映するために、首長・議会関係者へのインタビュー、各町職員へのアンケート等を行います。

(4) 団体調査では、地域住民を代表する意見・要望を計画に反映させるため、地域を代表する団体のお話をお聞きします。JA、商工会、

	<p>女性団体などを予定しています。</p> <p>(5) 住民定性調査では、住民アンケートに先立ち、各町ごとに、男女別に年齢構成を考慮したグループを構成し、グループインタビュー(座談会方式)を行い、アンケートで検証すべきことならについて、仮説を引き出すために行います。</p> <p>(6) 人口推計は新市の自治体枠組みを決定する重要な要素として、男女別5歳階級別に行います。</p> <p>(7) 財政推計は、合併特例債等の財政措置や人件費削減など、合併効果を計る指標として、また、新市建設計画の裏付けとして行います。合併しない場合・合併した場合の推計を行い、両者を比較検討いたします。別添資料の推計方法によりとございますが、資料は省略させていただいております。ご了承ください。</p> <p>(8) 住民アンケートは、上記の(1)～(5)の調査をもとに、合併市における優先政策課題や、ビジョンに対する意向等について設定した仮説を、アンケートにより検証いたします。これらの経過を経て、(9)素案を作成いたします。</p> <p>また、この新市建設計画素案が合併協議会で確認された後、住民説明会に望むものいたします。</p> <p>この素案に対し、住民等からの意見・提案等のフィードバックを受け、それらを踏まえて最終案、(10)新市建設計画といたします。</p> <p>16ページに、新市建設計画策定スケジュールをお示ししました。ご覧ください。</p> <p>本来であれば、協議会にお諮りしてから策定作業を進めるべきところではございますが、なにぶん短い期間での策定作業です。7月、8月ですでにすずめておかなければならない作業もございます。</p> <p>それらにつきましては、すでに着手させていただいております。ご了解いただければと思います。</p> <p>1番.社会潮流の把握・2番.地域調査につきましては、基礎的なデータの収集をほぼ完了し、その調査・分析を現在進めております。</p> <p>3番から5番のインタビュー等による聞き取り調査につきましては、本協議会終了後に実施することで、現在日程の調整を計っているところでございます。</p> <p>6番の人口推計、7番の財政推計につきましても基礎的なデータを基に、作業に着手しております。</p> <p>8番の住民アンケートにつきましては、定性調査等の結果を踏まえ、9月から10月を想定しています。</p>
--	---

鈴木会長	<p>全体スケジュールを勘案した場合、素案の完成は概ね年内を目指すものとなるかと思われます。</p> <p>その素案が協議会においてまとまった段階、1月ごろかと思われますが、住民説明会を開催し、その内容を広く普及啓発し、さらに住民の意見をいただき、計画への追加・修正を行い最終案としたいと考えております。</p> <p>今後、皆様には新市建設計画(素案)並びに新市建設計画(案)としてご検討いただくこととなりますが、協議会の都度、その進捗状況についてもご報告してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>要は、合併後のまちづくりをいかに進めていくかという、いわばマスタープランにあたるものをつくっていきます。それをつくっていくにあたっての方針を、お手元の資料のような方針でよいか、ということを確認していただきたいと思っております。</p>
永島委員	<p>これより質疑に入りたいと思っております。</p> <p>経過報告が説明されました。契約等に基づいた報告がありました。新市建設計画の策定支援の業者と建設計画策定と密接な関係があると思っております。業者には3町のどのような資料を提供しているのか、それぞれの町ごとに説明してください。</p>
事務局（計画班長）	<p>業者の方へどのような資料を提出しているかという事についてですが、策定方針については、業者と協議しました。資料提供については、各町が持っている総合計画を始めとしたすべての計画と名のつくもの、各町の担当課での事業量等、ほぼ収集して提出済みです。現在一覧を作成中で、いま手元にはありませんが、3町が持っている総合計画をはじめとする資料はほぼ収集して提出され、現在、調査・分析中です。</p>
永島委員 事務局長	<p>その中に、たとえば、大平と岩舟にはあって藤岡町ではたまたまなかったという場合、それに代わるものとしてどのように補完していくのでしょうか。</p> <p>新市建設計画については、3町の合併する全域を考えるとということであり、計画書がない場合、3町の各課でやられている事業で重点事業や重要な事業につきまして一覧表を取り寄せているところです。また、県の総合計画などにも、大きな事業は盛り込まれております。</p>
永島委員	<p>もっと具体的にいうと、大平・岩舟では、都市計画マスタープランがつくられています。藤岡には、ないがその差をどうするのでしょうか。そういうことで心配がないよというご回答を頂ければありがたいと思っております。</p>
鈴木会長	<p>会長という立場で回答します。3町が合併して新しい市となったとき、どういうまちを目指すかということであり、藤岡町にあるとかないとかではなく、あるなしを含めて、新しいまちの計画づくりです。都市計画マスタープラン</p>

	<p>ランがなくても、藤岡町がこれまでどのようなまちづくりをやってきたかは調査・配慮できます。最終的には、素案をみなさんで討議していただきますので、その際、思っていたことが入っていなければ、議論して頂けると思います。ご心配はないと思います。</p>
<p>永島委員 鈴木会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>できれば、事務局としては、これについても議決したい意向ですが。それぞれの町のそれぞれの取り組み方、計画等がいかにして新市建設計画に反映されるのか。反映されるための手順はいかにあるべきかということは大事なので次回に継続としたいがいかがでしょうか。</p>
<p>永島委員</p>	<p>先ほど事務局から説明があったように、スケジュールでは既に一部着手済みとのことです。今後大至急にやっていかなければならない、1カ月遅れるのは過酷だと思います。ここで議決をしていただきたいと思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>既に先行して実施しているので、本日策定手順だけでも議決して頂ければ、事務局としては安心してイメージに指示を出せます。本日議決を頂いてもよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>内容ではなく、こういう手順で作業を進めさせてくださいということで議決を頂きたいと思います。事務局の原案通り今後の新市建設計画の策定を進めていくことで異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>それではこれについては、可決いただきました。これにて議長役を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>次回の協議事項について説明したいと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>特別資料は用意しておりませんが 新市の名称についてと、 新市の事務所の位置について、県の合併マニュアルや先進事例等を参考に例示しながら協議に付していきたいと思います。</p>
	<p>なお、今後、協定項目の1つ1つについて、専門部会・分科会で内容を協議し、整ったものから協議会に提案していきたいと考えています。つきましてはこの協議事項や提案する項目が予定通り進めることができず、不規則になることもあると思いますので、予めご了承頂きたいと思います。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、6番のその他についてです。</p>
<p>事務局長</p>	<p>2つありまして、1枚ものの資料ですが、 ひとつは、第1回会議資料の訂正についてです。合併協議会傍聴要領の施行期日を平成15年7月11日と訂正していただきたいと思います。 もう一点、業務委託の選定結果です。15,16年度の年度区分が逆になっています。訂正をお願いします。</p>

司会	<p>次に、会議資料の3ページです。平成15年度分の協議会日程表です。年度内の予定を決めさせていただきました。次回は、第3回協議会です。9月29日(月)、午後2時から藤岡町の文化会館、多目的ホールで開催します。会議場所については、岩舟町、藤岡町、大平町と、3町持ち回りとなっております。持ち回り開催の理由は、開催地での合併に対する関心を少しでも高められ意識の高揚につながれたらとの想いと、傍聴の機会を等しく享受していただくことを考えています。ご理解をお願いします。</p> <p>4回以降の予定についても委員さんの手帳等に予定を入れて頂ければ幸いです。</p> <p>ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>なければ、以上をもって、第2回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
----	---